

令和
2
年度

病床機能報告 報告マニュアル<②手順編>

目次

1. 病床機能報告制度について	1
1-1. 病床機能報告制度の概要	1
1-2. 報告対象となる医療機関の範囲	2
1-3. 報告対象となる病棟の範囲	3
2. 報告様式の入手から提出までの流れ	4
2-1. 報告様式の種類	4
2-2. 報告までの流れ.....	4
2-3. 報告における留意点	6
2-4. 報告期限	6
3. 報告項目の概要	7
3-1. 報告様式1における報告項目の概要	7
4. 具体的な事務手続	8
4-1. 報告様式等の入手	8
4-2. 報告様式の記入・不備の確認	11
4-3. 報告様式の提出	11
5. 疑義照会窓口	12

令和2年9月

厚生労働省

1. 病床機能報告制度について

1-1. 病床機能報告制度の概要

病床機能報告制度とは、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）により改正された医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 13 に基づいて実施する制度です。

<参考>

○ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）（抄）

第三十条の三（略）

2（略）

六 地域における病床の機能（病院又は診療所の病床において提供する患者の病状に応じた医療の内容をいう。以下同じ。）の分化及び連携並びに医療を受ける者に対する病床の機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項

3（略）

第三十条の三の二 厚生労働大臣は、前条第二項第五号又は第六号に掲げる事項を定め、又はこれを変更するために必要があると認めるときは、都道府県知事又は第三十条の十三第一項に規定する病床機能報告対象病院等の開設者若しくは管理者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、同項の規定による報告の内容その他の必要な情報の提供を求めることができる。

第三十条の十三 病院又は診療所であつて一般病床又は療養病床を有するもの（以下「病床機能報告対象病院等」という。）の管理者は、地域における病床の機能の分化及び連携の推進のため、厚生労働省令で定めるところにより、当該病床機能報告対象病院等の病床の機能に応じ厚生労働省令で定める区分（以下「病床の機能区分」という。）に従い、次に掲げる事項を当該病床機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

一 厚生労働省令で定める日（次号において「基準日」という。）における病床の機能（以下「基準日病床機能」という。）

二 基準日から厚生労働省令で定める期間が経過した日における病床の機能の予定（以下「基準日後病床機能」という。）

三 当該病床機能報告対象病院等に入院する患者に提供する医療の内容

四 その他厚生労働省令で定める事項

2・3（略）

4 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項及び第二項の規定により報告された事項を公表しなければならない。

5 都道府県知事は、病床機能報告対象病院等の管理者が第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、期間を定めて、当該病床機能報告対象病院等の開設者に対し、当該管理者をしてその報告を行わせ、又はその報告の内容を是正させることを命ずることができる。

6 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた病床機能報告対象病院等の開設者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第九十二条 第三十条の十三第五項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

※ 法律上は、医療機関から都道府県知事にご報告いただくこととなっておりますが、事務作業の効率化のため、厚生労働省は株式会社三菱総合研究所に、事務局機能、全国共通サーバの整備等を一部業務委託しています。

1 - 2. 報告対象となる医療機関の範囲

1) 報告対象となる医療機関

令和2年7月1日時点で一般病床・療養病床を有する病院及び有床診療所（診療所・歯科診療所）は、報告対象です。

※ 許可病床として一般病床あるいは療養病床を有しているものの休床中の医療機関、健診や治験、母体保護法にもとづく利用のみで診療報酬請求を行っていない医療機関も報告対象となります。

ただし、一般病床・療養病床を有する病院及び有床診療所（診療所・歯科診療所）であっても、下記2）における「c.」、「d.」、「e.」に該当する場合は報告対象外となります。

※ 一般開放している場合は、自衛隊病院等も報告対象となります。

2) 報告対象外となる医療機関

以下に該当する医療機関については、報告対象外となります。令和2年度病床機能報告の実施依頼があった医療機関において報告対象外に該当する場合は、「報告対象外医療機関」申告書記入要領に従って「報告対象外医療機関」申告書の所定項目にご記入のうえ、11月30日（月）まで（必着）に事務局あてにご提出ください。

a. 一般病床・療養病床を有していない医療機関

※ 許可病床として精神病床のみ、結核病床のみ、感染症病床のみを有する医療機関

b. 都道府県に全許可病床を返還済み又は令和3年3月31日までに返還予定（無床診療所に移行予定）である医療機関

c. 特定の条件に該当する医療機関

- 刑事施設等や入国者収容所等の中に設けられた医療機関や皇室用財産である医療機関（宮内庁病院）
- 特定の事業所等の従業員やそのご家族の診療のみを行う医療機関であって、保険医療機関でないもの（地域における病床の機能分化・連携の推進の対象とはならないものであるため、病床機能報告を省略しても差し支えありません。）

※ 一般開放している場合は、自衛隊病院等であっても報告対象となります。

d. 休院・廃院済み又は令和3年3月31日までに休院・廃院予定である医療機関

e. 令和2年7月2日以降に新たに開設した医療機関

1-3. 報告対象となる病棟の範囲

1) 病院における報告対象病棟

病床機能報告では、病院の各病棟における看護体制の1単位をもって病棟と取り扱います。ただし、特定入院料（※）を算定する治療室・病室については、当該施設基準の要件を満たす体制の1単位をもって病棟として取り扱うものとします。

※ 特殊疾患入院医療管理料、小児入院医療管理料4、地域包括ケア入院医療管理料1～4を算定する場合は除きます。

病院においては、医療法第7条第1項から第3項にもとづいて開設許可を受けている一般病床・療養病床を有する病棟のみが報告対象となります。また、許可病床として一般病床・療養病床を有する病棟の場合は、休棟中の病棟であっても「病棟票」の作成が必要となります。

精神病床のみの病棟等は報告不要ですが、その場合にも「施設票」には、一般病床・療養病床以外の病床を含む貴院の全病床を対象としてご回答ください。なお、基準病床数制度において特例とされている特定の病床等も含めてご報告ください。

2) 有床診療所における報告対象病棟

有床診療所については施設全体を1病棟と考え、施設単位でご報告ください。

また、有床診療所においては「医療機能」、「有床診療所の病床の役割」、「病床数」、「人員配置」、「入院患者数」、「具体的な医療の内容に関する項目」等の一定の項目に限りご報告が必須となり、それ以外の項目については任意項目となります。なお、全病床が休床中である有床診療所においても、下記にしたがってご報告いただく必要があります。

【全病床が休床中である有床診療所の報告方法】

①以下のいずれか又は両方に該当する場合は、全ての必須項目について報告する必要があります。
・令和2年7月1日時点で地方厚生（支）局長への入院基本料の届出がある場合
・令和元年7月1日～令和2年6月30日の期間に稼働病床がある場合

②入院基本料の届出がなく、過去1年間の稼働病床がない有床診療所は、「報告様式1」においては以下の項目の報告は不要ですが、それ以外の必須項目については報告が必要です。

- ・ 「7. 職員数」のうち、「②入院部門の職員数」
- ・ 「9. 入院患者数の状況」

※ 「5. 許可病床数・稼働病床数」のうち、稼働病床数は必須項目ですが、当該欄にゼロを記入する場合でも、今後、稼働の予定がある場合や、その他入院患者の受入れを再開する可能性がある等の場合は、必要に応じて自由記入欄にその旨をご記入ください。

2. 報告様式の入手から提出までの流れ

2-1. 報告様式の種類

ご提出いただく様式は、「報告様式1」の1種類になります。

また、今年度より調査専用WEBサイト上のフォームにてご報告いただくことが可能になりました。なお、紙媒体をご希望される医療機関は紙媒体によるご提出も引き続きご選択いただけます。

報告様式の種類		報告項目
報告様式1	病院用[基本票・施設票・病棟票]	I 各病棟の病床が担う医療機能 II その他の具体的な項目 III 構造設備・人員配置等に関する項目 等
	有床診療所用	

2-2. 報告までの流れ

報告様式1の入手方法と提出方法（概要）は以下のとおりです。詳細は該当ページを参照してください。

	入手方法	提出方法
WEBサイト上のフォームからの報告を希望する医療機関（推奨）	⇒ 調査専用サイト上で直接入力 (P.8参照)	⇒ 調査専用サイト上で報告 (P.8, 11参照)
紙の様式を希望する医療機関	⇒ 紙媒体入手希望申告書を提出 (P.11参照)	⇒ 記入済の紙媒体を返信用封筒にて郵送 (P.12参照)

病床機能報告に関する作業の概要

1. 報告様式と報告期限の全体像

報告いただく様式	報告様式 1
報告期間 (提出期限)	提出期間： 令和2年10月1日(木)～11月30日(月) ※ご提出いただいた報告内容に疑義がある場合には、修正と再提出(12月1日以降)をご依頼することがあります。

2. 作業フローの全体像

STEP 1 ～本日よりご対応いただきたいこと～

- ・下記のA、Bのいずれかに該当するかどうかを確認してください。
 - A: 報告対象医療機関に該当しない場合(注1)
 - B: インターネット環境が整っていないためWEBフォームを用いて報告できない医療機関等、紙媒体での報告を希望する場合
- ・該当する場合は、それぞれ以下のご対応をお願いいたします。
 - Aに該当: **11月30日(月)**までに、同封の「令和2年度病床機能報告「報告対象外医療機関」申告書」をご提出ください。**STEP2以降のご対応は不要です。**
 - Bに該当: 「令和2年度 病床機能報告 紙媒体希望申告書」をご提出ください。(注2)

(注1) 報告対象医療機関の定義については、報告マニュアル②の2ページをご参照下さい。

なお、昨年度から定義の変更はありません。

(注2) 記入方法等については「紙媒体希望申告書 記入要領」をご参照下さい。

STEP 2 ～10月1日(木)よりご対応いただきたいこと～

- ・令和2年度から、原則、調査専用サイト上のWEBフォームを用いてご報告いただきます。
- ・10月1日(木)に、報告用WEBサイト(調査専用サイト)を開設します。
- ・調査専用サイトにアクセスし、WEBフォームにて入力作業を開始してください。
- ・提出も調査専用サイト上で行うことが可能です。
- ・調査専用サイトのURLおよびログインID、パスワードは送付状に記載されています。

STEP 3 ～11月30日(月)までにご対応いただきたいこと～

- ・10月1日(木)より、調査専用サイト上で報告様式の受付を開始します。
- ・11月30日(月)までに必須項目の入力を完了し、提出をお願いします。

STEP 4 ～12月1日(火)よりご対応いただきたいこと～

- ・提出いただいた報告様式に疑義がある場合には、事務局よりお問合せすることがあります。
- ・修正が必要な場合には、12月31日(木)までに修正を完了し、提出をお願いします。
※12月28日(月)以降に提出いただいた場合、事務局からのご連絡は年明け以降になります。

2-3. 報告における留意点



本マニュアルの送付状に記載されている「医療機関ID」・「パスワード」は、ご報告、修正の際に必要となります。令和3年3月末まで大切に保管してください。

また、報告様式1を提出した後に報告内容に修正があった場合は、当該部分をご修正のうえ、再度ご提出ください。

※同一医療機関から報告期間内に複数回の報告があった場合、最後にご報告いただいた情報を正式なデータとして取り扱います。

報告様式1には、「病院用」の様式（基本票・施設票・病棟票で構成）と「有床診療所用」の様式（有床診療所票で構成）があります。貴院の施設種類に応じて正しい様式をご選択のうえ、ご報告ください。

2-4. 報告期限

報告様式1の報告期限

報告様式1の締め切りは、**11月30日（月）（必着）**です（10月1日（木）受付開始）。提出された報告内容においてデータ不備が確認された場合、随時、事務局からデータ不備内容の修正依頼を行います。報告様式1において、報告担当者のメールアドレスをご記入いただいている場合は、原則、Eメールによるご連絡となります（無記入やご連絡がとれない場合等は電話）。データ不備の修正については、**12月31日（木）まで（必着）**に事務局あてにご提出ください。

※ データ不備の修正においては、修正箇所のみでなく、報告様式一式を再提出いただく必要があります。

3. 報告項目の概要

3-1. 報告様式1における報告項目の概要

※ 詳細は「報告様式1記入要領」をご覧ください。

1) 「Ⅰ 医療機能の選択における考え方」について

※ 報告マニュアル①基本編をご参照ください。

2) 「Ⅱ その他の具体的な項目」の「①構造設備・人員配置等に関する項目」について 病棟ごとに各報告項目についてご回答ください。

項目例	調査対象時点
許可病床数	令和2年7月1日時点
稼働病床数	令和元年7月1日～令和2年6月30日の 1年間
算定する入院基本料・特定入院料	令和2年7月1日時点
看護師数、准看護師数、看護補助者数、助産師数等	〃
主とする診療科	〃
新規入棟患者数、在棟患者延べ数、退棟患者数等	令和元年7月1日～令和2年6月30日の 1年間
入棟前の場所別の新規入棟患者数、退棟先の場所別の退棟患者数等	〃

なお、有床診療所の報告項目は、「許可病床数」、「稼働病床数」、「人員配置」、「入院患者数」、「主とする診療科」等の一定の項目に限り必須となり、それ以外の項目については任意項目となります。

4. 具体的な事務手続

4-1. 報告様式等の入手

1) 調査専用サイト上で直接入力する場合（推奨）

今年度より、調査専用サイト上のWEBフォームより直接入力することが可能です。調査専用サイトのURLは依頼状に記載されています。また、下記の厚生労働省ホームページ上のリンクからもアクセスすることが可能です。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055891.html>

(厚生労働省ホームページ> 政策について> 分野別の政策一覧> 健康・医療> 医療> 病床機能報告)

① 「政策について」をクリックし、「分野別の政策一覧」をクリックしてください。

The screenshot shows the homepage of the Ministry of Health, Labour and Welfare. A red dashed box highlights the 'Policy' (政策について) link in the top navigation bar. A red arrow points from this link to a second screenshot. In the second screenshot, a red dashed box highlights the 'Policy Overview by Field' (分野別の政策一覧) link in the 'Policy' sub-menu. A red dashed box with an arrow points from this link to a text box that says: 「分野別の政策一覧」をクリックしてページへ移動 (Click on 'Policy Overview by Field' to move to the page).

② 「医療」をクリックしてください。

The screenshot shows the 'Policy Overview by Field' (分野別の政策一覧) page. Under the 'Health and Medical' (健康・医療) section, the 'Medical' (医療) link is highlighted with a red dashed box. A red dashed arrow points from this link to a text box that says: 「医療」をクリックしてページへ移動 (Click on 'Medical' to move to the page).

「医療」をクリックしてページへ移動

⑤ ページ中部の「施策情報」から「病床機能報告制度」をクリックしてください。

施策情報

- ▶ [災害医療](#)
- ▶ [地域医療再生基金](#)
- ▶ [必要医師数実態調査](#)
- ▶ [医療安全対策](#)
- ▶ [医師臨床研修](#)
- ▶ [医師専門研修](#)
- ▶ [オンライン診療](#)
- ▶ [緊急避妊に係る取組について](#)
- ▶ [医療行為と刑事責任](#)
- ▶ [治験](#)
- ▶ [歯科医師臨床研修](#)
- ▶ [医師確保対策](#)
- ▶ [未承認薬等の開発の要望の募集](#)
- ▶ [先進医療の概要について](#)
- ▶ [在宅医療の推進について](#)
- ▶ [地域医療支援センター](#)
- ▶ [健康寿命延伸産業分野における新事業活動のガイドラインについて](#)
- ▶ [新人看護職員研修](#)
- ▶ **[病床機能報告制度](#)**
- ▶ [特定行為に係る看護師の研修制度](#)
- ▶ [看護職員確保対策](#)
- ▶ [検体測定室等について](#)
- ▶ [セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）について](#)
- ▶ [小児・周産期医療について](#)
- ▶ [医療ニーズの高い未承認医療機器等の早期導入に関する要望の募集について](#)
- ▶ [医療機能情報提供制度（医療情報ネット）について](#)
- ▶ [医療計画](#)
- ▶ [医療法における病院等の広告規制について](#)
- ▶ [医療法人・医療経営](#)
- ▶ [歯科医療施策](#)
- ▶ [医薬品・医療機器産業の振興について](#)
- ▶ [後発医薬品の使用促進について](#)
- ▶ [医療用医薬品・医療機器の流通改善について](#)
- ▶ [医療分野の情報化の推進について](#)
- ▶ [再生医療について](#)
- ▶ [臨床研究法について](#)
- ▶ [医療従事者の勤務環境の改善について](#)
- ▶ [「人生会議」してみませんか](#)
- ▶ [歯科保健医療情報収集等事業](#)
- ▶ [医療と介護の一体的な改革](#)
- ▶ [地域医療構想](#)
- ▶ [看護関連政策](#)
- ▶ [看護師等免許保持者の届出制度](#)
- ▶ [救急医療](#)
- ▶ [特定機能病院について](#)
- ▶ [検体検査について](#)
- ▶ [身寄りがない人への対応について](#)
- ▶ [死因究明等の推進について](#)

▶ [ページの先頭へ戻る](#)

「病床機能報告制度」をクリックしてページへ移動

⑥ 「病床機能報告」ページ中部の「調査専用サイト」URL をクリックし、調査専用サイトにアクセスしてください。

報告様式のダウンロード・アップロード（調査専用サイト）：
▶ <https://byousyokuinohr1.azurewebsites.net/>
※「本年度より、報告様式1、2の取得（ダウンロード）も上記の調査専用サイトより行ってください。」

▶ [施策紹介](#)

▶ [関連情報](#)

ダウンロード

▶ **報告マニュアル**

- ▶ [報告マニュアル1（医療機能の選択にあたっての考え方について）](#)【PDF形式：688KB】
- ▶ [報告マニュアル2](#)【PDF形式：3,106KB】

- ⑤ 遷移先の調査専用サイトにログインしてください。



- ⑥ 画面右の「報告をはじめる」をクリックして、報告様式の作成をはじめてください。
以降の操作手順の詳細は、記入要領をご確認ください



※画面イメージは開発中のものです。実際の調査画面とは異なる場合があります。

2) 紙媒体を希望する場合

今年度より、病床機能報告は原則、調査専用サイト上の WEB フォームを用いてご報告いただきます。ただし、インターネット環境が整っていないため WEB フォームを用いて報告できない医療機関等、やむを得ない場合は、事務局から紙媒体報告様式を郵送いたします。

紙媒体報告様式の郵送を希望される場合には、「紙媒体希望申告書」の所定項目にご記入のうえ、郵送または FAX にて紙媒体入手希望受付窓口へご連絡ください（電話不可）。

ご連絡いただいた医療機関への紙媒体の報告様式発送は、10月2日（金）以降に開始する予定ですが、ご希望の受付から発送までに5～10営業日程度の期間を頂戴する場合があります。あらかじめご了承ください。

4-2. 報告様式の記入・不備の確認

WEB フォームを用いて入力いただく際、不適切な入力内容や報告内容の不整合を機械的に判定し、必要に応じて警告が表示されます。内容を確認したうえで、報告内容に不備がないことをご確認ください。

4-3. 報告様式の提出

1) 調査専用サイト上で入力いただいた場合

入力を行った調査専用サイト上にて、そのまま提出いただけます。

なお、調査専用サイトにおけるセキュリティ対策については次のとおりです。

- ◆ 事前に配付された医療機関 ID 及びパスワードによるユーザ認証を行い、調査専用サイトへの不特定者からのアクセスを制限します。
- ◆ 病床機能報告様式データの流出リスクに対しては、医療機関とのインターネット経由のデータ送受信を政府推奨暗号化アルゴリズムの SSL 通信で暗号化することにより防御します。
- ◆ 調査専用サイト環境において適切な負荷分散などを行い、アクセス集中による障害・遅延を回避します。
- ◆ 障害などによる調査専用サイト上のコンテンツやデータの消失リスクに対しては、バックアップ及び遠隔地保管の措置を講じます。

2) 紙の様式を郵送する方法

インターネット環境が整っていない等の理由によりWEBフォームを用いて報告できない医療機関は、11ページの4-1-2)の方法で紙媒体を入手し、報告内容をご記入の上、紙媒体送付時に同封されている返信用封筒を使用しご送付ください。提出いただく紙媒体の写しは、令和3年3月末まで各医療機関にて保管いただきますようお願いいたします。

なお、FAXによる報告様式のご提出は受け付けておりません。

【送付先】

〒103-8790 東京都中央区日本橋3丁目13番5号KDX日本橋313ビル5階SRC内

厚生労働省「令和2年度 病床機能報告」事務局

※返信用封筒に印字されています

5. 疑義照会窓口

病床機能報告の報告作業におけるご不明点に関する疑義照会窓口は、下記のとおりです。疑義照会内容を正確に把握するため、電話またはFAXにてお問い合わせください。FAXでのお問い合わせに当たっては、医療機関ID※、医療機関名、担当者名、所在地、電話番号を必ずご記載ください。

本報告マニュアル、各報告様式の記入要領等の各種関連資料をご参照いただいたうえで、それでもなお不明な点がある場合にお問い合わせください。また、病床機能報告の対象医療機関以外からのお問い合わせには回答ができません。あらかじめご了承ください。

※ 医療機関IDは送付状に記載されています。

厚生労働省 「令和2年度病床機能報告」事務局	
	(委託先：株式会社三菱総合研究所)
疑義照会窓口	
電話 (フリーコール) 0120-989-459 [平日9:30~17:30受付]	
FAX 03-6826-5060 [24時間受付]	
※ FAXでのお問い合わせに当たっては、医療機関ID、医療機関名、担当者名、所在地、電話番号を必ず記載のうえ、お問い合わせください。	

以上